

# 北広島町庁舎アトリウム遊具整備業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業目的

北広島町では、子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』を通じて、妊娠期から子育て期にかけての切れ目ない支援を提供している。この取り組みをさらに推進するために、役場本庁舎のガラス張りで開放的な空間（アトリウム）を活用し、未就学児が楽しめる遊具の設置を計画している。

遊具の設置事業者については、民間事業者の専門性や創意工夫による魅力的な提案を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、最も実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

## 2. 事業概要

- (1) 業務名 北広島町庁舎アトリウム遊具整備業務
- (2) 業務場所 広島県山県郡北広島町有田 1234 北広島町役場本庁舎 1階
- (3) 事業内容 別紙「北広島町庁舎アトリウム遊具整備業務仕様書」参照
- (4) 事業期間 契約締結日から令和8年10月31日まで
- (5) 選定者 1者
- (6) 特記事項 本件は、プレゼンテーション（口頭説明）の場を設けず、企画提案書・見積書等の書類審査により採点および決定を行う。

## 3. 契約額に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

- (1) 本業務の契約上限額 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 契約額には次の業務等を含むものとする。
  - ・木製遊具等の設計
  - ・木製遊具等の調達（制作を含む）
  - ・木製遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む）
  - ・本業務のプロポーザルに要する費用
  - ・その他、業務遂行に必要とされる費用

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 本町の入札参加資格者名簿において、以下の分類に登録されていること。  
**【大分類】** 物品関係   **【中分類】** 物品販売等   **【小分類】** その他物品 (03 遊具)
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始手続きの申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- (5) 北広島町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

## 5. 日程

項目	期日等
(1) 公募の開始	令和 8 年 5 月 11 日 (月)
(2) 質問の受付期間	令和 8 年 5 月 18 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
(3) 質問に対する回答	令和 8 年 5 月 20 日 (水)
(4) 参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 22 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
(5) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
(6) 書類審査	令和 8 年 6 月中旬予定
(7) 審査結果通知	令和 8 年 6 月下旬予定

## 6. 質問及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出書類    質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出方法    持参、郵送又は電子メール
- (3) 提出先       「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ
- (4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な理由を害するおそれがあるものを除き、質問者に対して電子メールで回答し、北広島町公式ホームページに掲載する。

※電話等による口頭での個別の質問・回答はできない。

※提出期間中であれば、質問書の追加提出を可能とする。

※質問書の到着確認は発信者が電話により行うこと。

※質問内容は提案書類の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については受け付けない。

## 7. 参加申込書の提出

企画提案に参加しようとする者は、次の書類を電子メール又は郵送若しくは持参により提出すること。ただし、持参の場合は開庁時間に限る。

### (1) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第2号）

### (2) 提出先

「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ

### (3) 提出部数

1部

### (4) 参加辞退

プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退するときは、令和8年6月10日（水）午後5時までに辞退届（様式第3号）を電子メール又は郵送もしくは持参により提出すること。

## 8. 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者は、期限までに次の書類を郵送又は持参により提出すること。

### (1) 提出書類

	提出書類名	様式等
①	企画提案書提出届	様式第4号
②	概要図（パース図）	様式自由
③	配置計画図（平面図等）	様式自由
④	遊具等の寸法や材質を示す資料	様式自由
⑤	耐用年数やランニングコストを示す資料	様式自由
⑥	提案見積書	様式自由

### (2) 企画提案書等の体裁

ア サイズ：原則としてA4判、片面印刷、カラー可、20ページ以内（表紙除く）とするが、必要に応じてA3判の折り込みも可とする。

イ 文字ポイント：10.5ポイント以上（図表等に含まれる文字を除く）

ウ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間等は指定しない。

ファイル等には綴じずに、ステープル（上下2か所）でとめる。

### (3) 提出先

「15. 担当部署（提出先・問合せ先）」に同じ

### (4) 提出部数

正本1部、副本5部（正本の写しで可）

## (5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案（町から指示した場合を除く）
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- ウ 補助上限額を超えた提案
- エ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 9. 企画提案の審査

### (1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、北広島町庁舎アトリウム遊具整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

### (2) 開催時期

令和 8 年 6 月中旬予定

### (3) 審査方法

主な審査内容は次のとおりである。

- ①コンセプト
- ②パース図及び平面図
- ③提案木製遊具等の概要（遊びの機能、対象年齢、素材、ユニバーサルデザインへの配慮及びアピールポイント
- ④安全性（予期せぬケガ（ハザード）に対する安全確保の考え方、遊具の品質、動線計画など）
- ⑤提案遊具等の耐用年数及びランニングコスト（保守点検費などを含む）
- ⑥見積額（見積書には本事業に係る所要経費を全て見積り、消費税及び地方消費税を含む額で提示すること）

## 10. 優先候補者の選定

- (1) 下記に示す評価項目一覧表に基づき、選定委員会において、提出書類及の内容を総合的に審査し、最高点の者を本業務の優先候補者として選定する。ただし、各選定委員の得点の平均点が最高得点（100 点）の 6 割未満の得点の者は選定しない。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、選定委員会において審議し、優先候補者を選定する。
- (3) 企画提案者が 1 者の場合は、点数が 6 割以上（60 点以上）である場合に候補者として選定する。
- (4) 審査委員会は非公開とする。

## 11. 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知するとともに、北広島町公式ホームページに掲載する。なお、審査経過及び結果に対する質問、異議申立ては一切受け付けない。

## 12. 契約

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。  
(地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号)
- (2) 契約候補者となった者は、担当部署と契約締結に向けて協議を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき、審査結果を考慮して詳細を協議し決定する。なお、詳細な契約内容は、その協議時において仕様書の変更調整を行い決定するため、当初仕様書に変更が生じる可能性がある。
- (4) 契約候補者との契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者が本提案における失格事項にあたりと判明した場合は、次点順位者を繰上げ、契約締結に向けた協議を行う。

## 13. 失格事項

次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された提案額が上限額を超えている場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員の協議において失格であると認めた場合

## 14. その他

- (1) 提出書類等の作成や質問に用いる言語は日本語とし、使用する通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出する書類を郵送する場合の送料は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。ただし、町から指示があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出された企画提案書、提案見積書及びその他書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、本事業における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、町は、企画提案書について、事前に提出者の許可を得たうえで、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。

- (7) 提出された書類は、北広島町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (8) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことができる。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。

#### 15. 担当部署（提出先・問合せ先）

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 こども家庭課 こども未来係

電話：0826-72-7350 （内線 1121）

メールアドレス：[kodomomirai@town.kitahiroshima.lg.jp](mailto:kodomomirai@town.kitahiroshima.lg.jp)

別紙

評価項目一覧表（100点満点）

評価項目		評価の着眼点	配点
要求事項に対する企画提案	テーマ・コンセプト	アトリウムの役割や遊具の整備目的を踏まえ、魅力的な提案内容となっているか	5点×4 =20点
	デザイン	子どもたちの目を引き、保護者も子どもと一緒に写真を撮りたくなるような遊具であるか	5点×4 =20点
	安全性	遊具本体や遊具周辺の安全対策	5点×2 =10点
		障がいの有無などに関わらず、誰もが遊べる遊具の提案	5点×2 =10点
	独自性	提案内容の独自性(創意工夫のある提案内容)	5点×4 =20点
	使用材料	使用木材へのこだわり	5点×2 =10点
	経済性	耐用年数・ランニングコスト	5点×1 =5点
見積価格		5点×1 =5点	